

高砂市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、高砂市(以下「市」という。)が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めることにより、市の事務事業により排出される温室効果ガスを抑制し、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目により評価した上で実施する電力の調達に係る契約をいう。

(対象施設)

第3条 この方針は、市の施設において、競争入札により電力を調達する際に適用する。また、指定管理者制度の対象となっている施設の電力調達契約については、この方針に配慮する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況
- (2) 令和5年度の状況
 - ① 二酸化炭素排出係数
 - ② 未利用エネルギーの活用状況
 - ③ 再生可能エネルギーの導入状況

(環境配慮状況の基準)

第5条 環境に配慮した電力調達契約として基準となる入札参加者の環境配慮の状況は、前条で定める環境評価項目を別表「高砂市環境に配慮した電力調達契約評価配点表」(以下「配点表」という。)に示す配点により算定した項目の合計が70点以上であることとする。

(評価)

第6条 市が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を配点表により算定し、その点数等を「高砂市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(様式第1号)に記載し、確認資料を添えて市長に提出するものとする。

2 入札を実施しようとする所属長は、小売電気事業者から提出された報告書を確認し、評価するとともに、結果を環境政策課に報告するものとする。

(その他)

第7条 この方針に定めるもののほか、競争入札による電力の調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月27日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年4月11日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年 7 月 7 日から施行する。

高砂市環境に配慮した電力調達契約評価配点表

環境評価項目	区分	配点
① 令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数 ※1 (単位:kg-CO ₂ /kWh)	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギーの活用状況 ※2 (単位:%)	0.675 以上	10
	0.675 未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※3 (単位:%)	15.00 以上	20
	8.00 以上 15.00 未満	15
	3.00 以上 8.00 未満	10
	3.00 未満	5
	活用していない	0

※1 二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている小売電気事業者の調整後排出係数とする。

※2 (1) 未利用エネルギーの活用状況とは、次の方法により算出した数値をいう。

- ① 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を、②令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値
(算出方式)

$$\text{未利用エネルギーの活用状況} = \text{①} \div \text{②} \times 100$$

- (2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を含まない。)をいう。

- ① 工場等の排熱又は排圧
② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT 法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

- ③ 高炉ガス又は副生ガス

- (3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他に化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次に定める方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による

燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、その算出した数値を全体発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3 (1) 再生可能エネルギーとは、FIT 法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気をいう。

- (2) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を⑥令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値をいう。

ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は令和5年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量(送電端)
- ② グリーンエネルギーCO₂ 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非 FIT 非化石証書の量(kWh)

(算出方式)

令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)

$$=(①+②+③+④+⑤)÷⑥×100$$

高砂市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

高砂市長 様

高砂市電力の調達に係る環境配慮方針第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。また、報告内容は事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

所在地

事業者名称又は称号

代表者職・氏名

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法(該当する番号に「○」を記入)	事業開始日 及び開示予定時期	確認資料
1. ホームページ 2. パンフレット 3. チラシ 4. その他()		開示方法が確認できるもの(チラシ等)

(2) 令和5年度の状況

環境評価項目	数値等		点数	確認資料
①令和5年度 1kWh 当たりの 二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	(kg-CO ₂ /kWh)			
②令和5年度の 未利用エネルギーの活用状況 (%)	活用 (%)	未活用		算出根拠となる書類
③令和5年度の 再生可能エネルギーの導入状況 (%)	導入 (%)	未導入		算出根拠となる書類
合 計				

(問合先)

部署	
担当者氏名	
電話番号	
E メール	